

檔 號：03010601  
保存年限：00

## 行政院農業委員會動植物防疫檢疫局 函

地址：10075台北市中正區重慶南路2段51號  
9樓

承辦人：詹雁婷

電話：02 - 2343-1431

電子信箱：yanting@mail.baphiq.gov.tw

受文者：行政院農業委員會動植物防疫檢疫局新竹分局

發文日期：中華民國102年4月15日

發文字號：防檢二字第1021478626號

速別：最速件

密等及解密條件或保密期限：

附件：1021478626-A1.pdf(1478626A00\_ATTCH1.pdf)

動植物防疫檢疫局新竹分局總收文



主旨：日本農林水產省函請加強查驗並宣導赴日旅客勿攜帶非法  
畜產品案，詳如說明，請 查照。

說明：

- 一、依據駐日本代表處經濟組102年4月4日日經組農字第102000265號函辦理（影本如附）。
- 二、敬請協助加強向航空公司、旅行業者、導遊、出國國人或旅客或工作人士宣導，勿隨意攜帶畜產品至日本，如有攜帶，應依規定確實向日方申報檢疫。
- 三、若民眾有申報動物檢疫之相關問題，可請其逕洽本局駐港、站之分局（基隆分局，TEL：02-24247363、新竹分局，TEL：03-3982663、台中分局，TEL：04-22850198及高雄分局，TEL：07-5360070）或檢疫站提供必要之協助。

正本：交通部觀光局、交通部民用航空局

副本：中華民國旅行商業同業公會全國聯合會(含附件)、駐日本代表處經濟組(含附件)、本局基隆分局(含附件)、本局新竹分局(含附件)、本局臺中分局(含附件)、本局高雄分局(含附件)、本局動物檢疫組(含附件)

2013-04-15  
15:08:39

## 駐日本代表處經濟組 函

地 址：日本東京都港區白金台 5-20-2  
聯 絡 人：林榮貴秘書  
電 話：03-3280-7888  
電子信箱：lrq@fthes-tari.gov.tw

受文者：行政院農業委員會動植物防疫檢疫局

發文日期：中華民國 102 年 4 月 4 日  
發文字號：日經組農第 1020000265 號  
速別：最速件  
密等及解密條件或保密期限：  
附件：如文

主旨：有關台灣旅客攜帶香腸入境日本被逮捕案，農水省函請貴局加強查驗並宣導赴日旅客勿攜帶非法畜產品，謹請 查照。

說明：

一、依據日本農林水產省動物衛生課川島俊郎課長 2013. 3. 29. 函辦理。

二、該函內容略以：

(一)本(102)年 3 月 11 日大阪府警察本部以違反家畜傳染病預防法之嫌疑，在機場逮捕擬自台灣攜入違禁香腸等肉類製品之台灣旅客。據該省動物檢疫所之調查，該名被逮捕的旅客過去數次攜帶違禁的肉類製品，雖經動物檢疫所多次糾正，仍然持續托其他旅客代為攜入肉類製品，且在該等非法攜入肉類製品之包裝上印有日文說明，被認定為係有組織且持續性的極度惡質行為。

(二)日本為防止口蹄疫入侵，禁止自口蹄疫區輸入偶蹄類動物的肉品。目前台灣仍為口蹄疫區，除非是農林水產省指定的 5 家加熱處理工廠所加熱處理過的製品，否則禁止輸入日本。另外，為防止禽流感入侵，目前仍然

農委會動植物防疫檢疫局總收文



1021411325

102/04/08

禁止從台灣攜帶家禽肉品入境日本。

(三)為防止上述事例再度發生，日方請貴局協助在出境機場加強監視，以防止赴日旅客攜帶畜產品，並請加強宣導除了日本指定工廠所製造的加熱肉品之外，禁止攜帶入境日本。

三、檢附日方信函及農水省新聞稿、違規照片、提醒的標語等如附，請 卓參。

正本：行政院農業委員會動植物防疫檢疫局

副本：行政院農業委員會國際處（含附件）

駐日本代表處經濟組





**Animal Health Division  
Food Safety and Consumer Affairs Bureau  
Ministry of Agriculture, Forestry  
and Fisheries**

**2-1, Kasumigaseki 1-Chome  
Chiyoda-ku, Tokyo  
100-8950, Japan  
Tel : +81-3-3502-8295  
Fax : +81-3-3502-3385  
Date: March 29, 2013  
Ref: 24/shouan/6396**

台北駐日経済文化代表処  
經濟部（農業担当） 林 榮貴 首席課長 殿

台湾から日本への肉製品の持込み規制について

拝啓

平素より、我が国の動物検疫対策に御理解いただき感謝申し上げます。

さて、この度、台湾から検疫を受けずに肉製品を携帯品として我が国に持ち込もうとした台湾人が我が国警察当局に逮捕された事例がありましたので、本件について情報提供いたします。

御承知のとおり、現在、我が国は、農林水産大臣が指定する加熱処理施設（現在5施設）において適切に加熱処理された製品を除き、台湾からの偶蹄類の動物の肉等の輸入を禁止しております。また、鳥インフルエンザの侵入防止の観点から、家きんの肉等についても台湾からの輸入を停止しております。

このような中、本年3月11日、大阪府警察本部は、日本への輸入が禁止されている肉製品（ソーセージ等）を台湾から持ち込んだ台湾人を家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の輸入）の容疑で逮捕しました。農林水産省としては、今般の事例を公表するとともに、空海港における水際対策の一層の強化を図ることにしております（別添1参照）。

動物検疫所の調査によると、今回逮捕された者は、過去複数回にわたり、輸入禁止肉製品を輸入しようとして動物検疫所からの是正指示を受けているにも拘わらず、複数人での（時には旅行者に荷物を預けて）肉製品の持込みを継続していました。また、不正に持ち込もうとしていた肉製品の中には、日本語で印刷表示されている製品もあり（別添2参照）、組織的、継続的で極めて悪質な事例であると考えられます。

102 429 2 日  
中華民國

林  
榮  
貴

4  
4/2  
4/2

このような事例の再発を防止するため、貴処におかれましては、本件について台湾家畜衛生当局にお知らせいただき、台湾当局による出発空港での出国者による畜産物の持出し防止の監視強化、我が国が指定する施設で製造された加熱製品を除き日本への肉等の持込みは禁止されていることについての正確な情報の周知を御依頼いただくようお願いいたします。

我が国の畜産物の持込みの規制について御理解いただき、台湾当局における取締と相まって、日台双方の家畜衛生に万全を期すことができますよう、貴処の御協力をお願いいたします。

敬具

2013年3月29日

農林水産省消費・安全局動物衛生課  
課長 首席獣医官 川島 俊郎



参考添付：

- 1 農林水産省プレスリリース（3月12日）
- 2 持込み禁止製品の例（豚ソーセージ）
- 3 日本への肉製品の持込み規制周知用パンフレット

## 家畜伝染病予防法に違反し台湾から不正に畜産物を持ち込んだ者の逮捕について

大阪府警察本部（以下「大阪府警」という。）より、台湾から畜産物を不正に持ち込んだ台湾人女性を家畜伝染病予防法（輸入禁止）違反で昨日逮捕したとの情報提供が、本日ありました。

農林水産省では、出入国者への注意喚起等を行うとともに、入国者の手荷物検査等を強化し、我が国への家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底を図ります。

### 1 経緯

1. 動物検疫所では、昨年夏、台湾からの畜産物（豚肉ソーセージ等）の不正持込み情報を入手し、それ以降、空港における手荷物検査の強化や国内販売業者への立入検査等を行ってきました。
2. 本年1月、動物検疫所は本事案について大阪府警に情報提供し、その後の大阪府警による捜査に協力してきました。
3. 本年3月11日、大阪府警は、台湾から我が国へ畜産物を持ち込んだ台湾人女性1名を家畜伝染病予防法第36条第1項（輸入禁止）違反で逮捕しました。

※ 台湾では口蹄疫等が発生しているため、偶蹄類の動物の肉製品（肉、ソーセージ、ジャーキーなど）の我が国への持込みが禁止されています。

### 2 農林水産省の対応について

本事案を踏まえ、農林水産省としては、出入国者に対し、畜産物の不正持込みの防止に関する注意喚起や動物検疫への協力依頼を行うとともに、今後も関係機関と連携して空海港における出入国者への啓発や入国者の手荷物検査等を強化し、我が国への家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底を図ります。

### （参考）畜産物の輸出入検疫について

- ・ 海外から家畜の病気が侵入するのを防止するため、口蹄疫等が発生している国・地域から日本への偶蹄類の動物の肉製品（肉、ソーセージ、ジャーキーなど）の持込みは禁止されています。
- ・ 持込みが禁止されていない製品であっても、海外から日本に持ち込む場合には、輸出国政府が発行する検査証明書を取得し、日本到着時に動物検疫所の検査を受ける必要があります。

- ・ また、日本から海外へ肉製品等を持ち出す場合にも動物検疫所の輸出検査を受けなければなりません。詳しくは最寄りの動物検疫所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：山本、珠玖（しく）

代表：03-3502-8111（内線4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(参考)輸入禁止の肉製品





(参考)輸入禁止の肉製品



# 入境禁止!!

## IMPORT PROHIBITION!!



根據日本的法律、沒有動物檢疫所的許可、不得將肉、火腿、香腸、臘肉、其他的肉品帶入日本。在沒有許可而將上類物品帶入日本時，持有者將受到處罰。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from Animal Quarantine Service.

Those who bring those products into Japan without permission will be prosecuted.

動物檢疫所 ANIMAL QUARANTINE SERVICE

<http://www.maff.go.jp/aqs>